

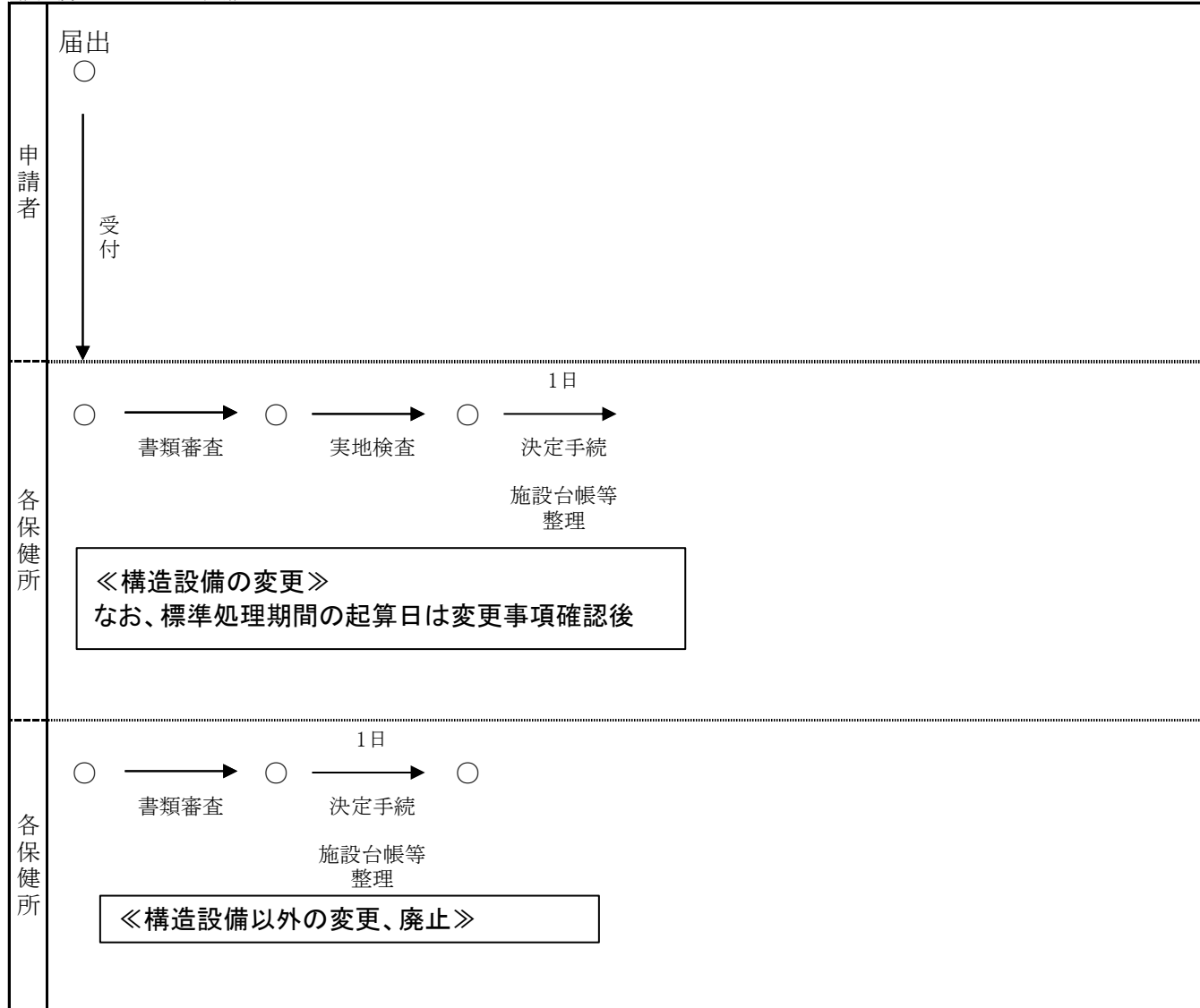
事務処理フロー図

事務名	コインシャワー営業施設変更及び廃止の届出
根拠法令	東京都コインシャワー営業施設の衛生指導要綱第7条第2項

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	届出	変更又は廃止後に、保健所で届出を受け付けます。
2	書類審査	届出書類を審査し、不備があれば補正を求めます。
3	実地検査	届出のあった施設が構造設備の規定に適合しているか、現地で施設を検査します。
4	決定手続	構造設備の変更の場合は、書類審査、実地検査により決定後、施設台帳等を整理します。 構造設備以外の変更の場合は、書類審査し決定後、施設台帳等を整理します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		